

# 令和5年小田原市議会3月定例会議案説明資料

(議案第12号～議案第19号)

令和5年2月14日提出



# 目 次

## ○ 条例議案

議案第 1 2 号	小田原市情報公開条例の一部を改正する条例	1
議案第 1 3 号	小田原市部等設置条例の一部を改正する条例	2
議案第 1 4 号	小田原市防災会議条例の一部を改正する条例	3
議案第 1 5 号	小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第 1 6 号	小田原市手数料条例の一部を改正する条例	5
議案第 1 7 号	小田原市景観条例の一部を改正する条例	8
議案第 1 8 号	小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例	9
議案第 1 9 号	小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	10



# 條例議案說明資料



## 議案第 1 2 号

### 小田原市情報公開条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に基づく制度に移行することに伴い、本市の情報公開制度についてこれを踏まえた所要の整備を行うため改正する。

#### [内 容]

##### 1 実施機関の変更（第 2 条関係）

実施機関に消防長を加えることとする。

##### 2 公文書の範囲の変更（第 2 条関係）

文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録を情報公開の対象となる公文書の範囲に含めることとする。

##### 3 公開請求に対する決定の期限の変更（第 1 1 条関係）

公文書の公開請求に対する決定の期限を次のように変更することとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
公開の諾否決定の期限	公開請求があった日から 15日以内	公開請求があった日の翌日 から起算して10日以内 (休日を除く。)
公開の諾否決定の期限 の延長	公開の諾否決定の期限から 30日以内	公開請求があった日の翌日 から起算して30日以内 (休日を除く。)

##### 4 審査請求における口頭意見陳述を行わない場合（第 2 1 条関係）

小田原市情報公開審査会が必要がないと認める場合には、審査請求人等が口頭で意見を述べる機会を設けることを要しないこととする。

#### [適 用]

令和 5 年 4 月 1 日

議案第13号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

子ども・子育て及び若者支援の推進を図るための組織機構の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 部の名称の変更（第1条及び第2条関係）

部の名称を次のように変更することとする。

改正後	改正前
子ども若者部	子ども青少年部

2 事務分掌の変更（第2条関係）

母子保健に関する事務を子ども若者部に分掌させるため福祉健康部の事務分掌について所要の整備を行うこととするほか、子ども若者部の事務分掌を次のように変更することとする。

改正後	改正前
子ども・子育て支援及び若者支援に関する事項	子育て支援に関する事項

[適用]

令和5年4月1日

## 議案第 14 号

### 小田原市防災会議条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

これまで小田原市水防協議会が行ってきた水防計画の審議に関する事務を小田原市防災会議において行うこととするため改正する。

#### [内 容]

##### 1 所掌事務の追加（第 2 条関係）

小田原市防災会議の所掌事務に小田原市水防計画を審議することを追加することとする。

##### 2 小田原市水防協議会条例の廃止（改正条例附則第 2 項関係）

小田原市水防協議会条例を廃止することとする。

#### [適 用]

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 15 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新たに統括監及び統括技監の職を設置するに当たり、その職務の級を定めるため  
改正する。

[内 容]

統括監及び統括技監の職務の級は、一般職給料表（1）の 8 級とすることとする。

（別表第 3 関係）

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日

## 議案第16号

### 小田原市手数料条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

建築基準法が一部改正され、省エネルギー設備の設置等に係る建築物の容積率及び高さの特例等が新設されるとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令が一部改正され、住宅のエネルギー消費性能を各部位、設備等の仕様により判断する誘導仕様基準が導入されたことに伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため改正する。

#### [内 容]

#### 1 建築基準法の一部改正に伴う措置

##### (1) 審査手数料の追加（第9条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料を次のように定めることとする。

ア 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等に係る容積率に関する特例の認定に係る審査手数料 27,000円

イ 第一種低層住居専用地域等内において屋上に省エネルギー設備等を設置する場合等の建築物の高さに関する許可に係る審査手数料 160,000円

ウ 高度地区内において屋上に省エネルギー設備等を設置する場合等の建築物の高さに関する許可に係る審査手数料 160,000円

##### (2) 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度に係る対象行為の拡大（第9条関係）

建築基準法が一部改正され、一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の対象行為に既存の建築物の大規模の修繕及び大規模の模様替が追加されることに伴い、これに応じた所要の整備を行うこととする。

##### (3) 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備（第9条関係）

建築基準法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

#### 2 宅地造成等規制法の一部改正に伴う規定の整備（第11条及び第12条関係）

宅地造成等規制法が一部改正され、同法の題名等が改められるほか、旧宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事等の規制に係る経過措置が設けられることに伴い、本市の手数料についてこれに応じた措置を講ずることとする。

3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴う措置

(1) 住宅のエネルギー消費性能に係る誘導仕様基準の導入に伴う措置

ア 低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査手数料の設定（第20条関係）

一戸建ての住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査手数料の算定基準を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

a 誘導仕様基準によるもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	17,000円
200㎡以上のもの	19,000円

b a以外のもの

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	34,000円
200㎡以上のもの	38,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分

a 誘導仕様基準によるもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	33,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	57,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	100,000円
5,000㎡以上のもの	160,000円

b a以外のもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	69,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	120,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	200,000円
5,000㎡以上のもの	280,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査手数料の設定（第23条関係）

一戸建ての住宅等に係る誘導仕様基準による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査手数料の算定基準を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金額
200㎡未満のもの	17,000円
200㎡以上のもの	19,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金額
300㎡未満のもの	33,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	57,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	100,000円
5,000㎡以上のもの	160,000円

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査手数料のその他の見直し（第20条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査手数料との算定基準の統一化を図るため、一戸建ての住宅以外の建築物における住宅部分に係る手数料の算定区分を住戸の総戸数から建築物の床面積に変更するほか、手数料の額の見直しを行うこととする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴う措置  
公布の日
- 2 建築基準法の一部改正に伴う措置  
令和5年4月1日
- 3 宅地造成等規制法の一部改正に伴う規定の整備  
令和5年5月26日

## 議案第 17 号

### 小田原市景観条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

小田原市景観計画において新たにかまぼこ通り周辺地区を景観計画重点区域として位置付けることに伴い、当該区域内における景観法に基づく行為の届出について適用除外となる行為を定めるため改正する。

#### [内 容]

かまぼこ通り周辺地区内においては、次に掲げる建築物の建築等及び工作物の建設等の行為は、近隣の景観計画重点区域と同様に、景観法に基づく行為の届出を要しないこととする。（第9条関係）

- (1) 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満のもの
- (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満のもの
- (3) 通常管理行為、軽易な行為等
- (4) 小田原市都市計画審議会の意見を聴いた上で、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

#### [適 用]

令和 5 年 7 月 1 日

議案第 18 号

小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

[改正理由]

上府中公園に有料の公園施設として新たにバスケットコートを設置することとし、その名称、利用料金の上限額等を定めるため改正する。

[内 容]

1 小田原市都市公園条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

上府中バスケットコートを有料の公園施設とすることとする。（別表第 1 関係）

2 小田原市体育施設条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

上府中公園に設置するバスケットコートの名称、利用料金の上限額等を次のように定めることとする。

(1) 名称及び位置（第 2 条関係）

ア 名称 上府中バスケットコート

イ 位置 小田原市永塚 40 番地

(2) 使用期間、休場日及び使用時間（第 3 条～第 5 条関係）

ア 使用期間 1 月 4 日から 12 月 27 日まで

イ 休場日

(ア) 月曜日

(イ) 休日の翌日（日曜日又は休日を除く。）

ウ 使用時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 利用料金の上限額（第 17 条及び別表第 2 関係）

使用方法	区 分		金額（1 時間につき）
専用	コート 1 面	市民	300 円
		市民以外の者	600 円

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 19 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会を廃止するため改正する。

[内 容]

高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会を廃止することとする。(別表関係)

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日